る。）、同令別表第五(二十)の改正規定（同表の備考1に係る部分に限る。）、同令別表第五(二十一)の改正規定（同表の備考1に係る部分に限る。）、同令別表第五(二十二)の改正規定（同表の備考1に係る部分に限る。）、同令別表第五(二十三)の改正規定（同表の備考1に係る部分、同表の備考2(6)に係る部分及び同表の備考2(7)に係る部分に限る。）、同令別表第五(二十七)の改正規定（同表の備考1に係る部分に限る。）並びに同令別表第五(二十八)、別表第五(二十九)、別表第五(三十)、別表第五(三十一)及び別表第五(三十二)の改正規定並びに附則第三条の規定　平成二十八年四月一日

四　第一条中所得税法施行規則第六十七条の改正規定　平成二十九年一月一日

五　第一条中所得税法施行規則第八十六条の改正規定（同条第一項中「第百六十一条第十号」を「第百六十一条第一項第十四号」に改める部分を除く。）、同令第八十七条第一項の改正規定（「第百六十一条第十号」を「第百六十一条第一項第十四号」に改める部分を除く。）、同令別表第五(十一)の改正規定及び同令別表第五(十三)の改正規定並びに附則第十七条、第十八条及び第二十四条第一項の規定　平成三十年一月一日

六　第一条中所得税法施行規則第七条の改正規定、同令第八条の二及び第十二条第二項の改正規定、同令第六十九条第一号の改正規定、同令第七十条第一号の改正規定、同令第八十一条の五第一項第一号イの改正規定、同令第八十一条の六（見出しを含む。）の改正規定、同令第八十一条の七の改正規定、同令第八十一条の八の改正規定、同令第八十一条の九第一項第一号の改正規定、同令第八十一条の十一の改正規定、同令第八十一条の十二の改正規定、同令第八十一条の十七の改正規定、同令第八十一条の二十第一項の改正規定、同令第八十一条の二十一の改正規定、同令第八十一条の二十二第一項の改正規定、同令第八十一条の二十五第一項、第八十一条の二十九第一項及び第八十一条の三十三第一項の改正規定、同令第八十一条の三十四の改正規定、同令第八十一条の三十五第一項の改正規定、同令第八十一条の三十六の改正規定、同令第八十一条の三十九の改正規定、同令第八十三条第一項第一号イの改正規定、同令第八十四条の二第一項第一号の改正規定、同令第八十九条第一項第一号の改正規定、同条第二項第一号の改正規定、同令第九十条第二項第一号の改正規定、同令第九十六条第一項第一号の改正規定、同令第九十六条の二第一項第一号及び第二号、第九十七条第一項第一号、第九十七条の二第一項第一号、第九十七条の三第一項第一号、第九十七条の四第五項第一号並びに第九十九条第一号の改正規定、同令別表第五(十七)の改正規定（同表の表に係る部分に限る。）、同令別表第五(十八)の改正規定（同表の表に係る部分に限る。）、同令別表第五(二十)の改正規定（同表の表に係る部分に限る。）、同令別表第五(二十一)の改正規定（同表の表に係る部分に限る。）、同令別表第五(二十二)の改正規定（同表の表に係る部分に限る。）、同令別表第五(二十三)の改正規定（同表の表に係る部分に限る。）並びに同令別表第五(二十七)の改正規定（同表の表に係る部分及び同表の備考1に係る部分に限る。）、同令別表第五(二十二)の改正規定（同表の表に係る部分に限る。）、同令別表第五(二十三)の改正規定（同表の表に係る部分に限る。）並びに次条並びに附則第六条、第七条、第十一条から第十六条まで、第十九条から第二十一条まで及び第二十四条第二項の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

七　第一条中所得税法施行規則の目次の改正規定（「第七十七条の四」を「第七十七条の五」に、「第七十七条の五」を「第七十七条の六」に改める部分に限る。）、同令第四十七条の改正規定（同条第十八号に係る部分及び同条第十九号に係る部分に限る。）、同令第四十七条の二（見出しを含む。）の改正規定、同令第七十三条の改正規定、同令第七十四条の二の改正規定、同令第七十四条の三の次に一条を加える改正規定、同令第七十四条の三の改正規定、同令第七十七条の三の次に一条を加える改正規定、同令第四編第三章中第七十七条の四を第七十七条の五とし、第七十七条の三の次に一条を加える改正規定、同令第九十三条第一項の改正規定、同令第九十四条の二第一項の改正規定、同令別表第六(二)の改正規定及び同令別表第六(三)の改正規定並びに附則第四条、第八条、第九条、第二十二条、第二十三条、第二十四条第四項及び第五項並びに第二十五条の規定　平成二十八年一月一日又は前号に定める日のいずれか遅い日

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）

第二条　第一条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第七条第三項（第八号に係る部分に限る。）（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第十条第五項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定による告知又は所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十一号。以下「改正令」という。）による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第四十三条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）の規定による同項の申告書の提出若しくは新令第四十七条第二項（非課税貯蓄相続申込書）の規定による同項の非課税貯蓄相続申込書の提出の際に提示するこれらの規定に規定する書類について適用する。

（外国税額控除に関する経過措置）

第三条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。）附則第七条第二項（外国税額控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法第九十五条（外国税額控除）の規定に基づく第一条の規定による改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）第四十一条（外国税額控除を受けるための書類）及び第四十二条（繰越し又は繰戻しによる外国税額控除を受けるための書類）の規定は、なおその効力を有する。

（確定所得申告書の記載事項に関する経過措置）

第四条　新規則第四十七条第十八号及び第十九号（確定所得申告書の記載事項）の規定は、附則第一条第七号（施行期日）に定める日が属する年分以後の所得税について適用し、同日が属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等に関する経過措置）

第五条　平成二十七年七月一日から附則第一条第五号（施行期日）に定める日までの間における新規則第五十二条の二（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）及び第五十二条の三（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定の適用については、新規則第五十二条の二第一項第一号中「、住所」とあるのは「及び住所」と、「同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。以下この款において同じ。）」とあるのは「同じ。）」と、同条第三項第一号並びに新規則第五十二条の三第一項第一号及び第三項第一号中「、住所及び個人番号」とあるのは「及び住所」とする。